

各 位

会 社 名 株式会社 I B J
 代表者名 代表取締役社長 石坂 茂
 (コード番号：6071)
 問合せ先 財務経理部統括 上野 音彦
 (電話：03-5324-5651)

**第三者割当による第 3 回及び第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
 並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 2 月 26 日（以下「発行決議日」といいます。）、会社法第 370 条及び当社定款第 25 条第 2 項に定める取締役会の決議に代わる書面決議によって、UBS AG London Branch（以下「UBS」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 3 回及び第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、割当予定先との間で、本新株予約権にかかる第三者割当契約（以下「第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	条件決定日（下記「(3) 発行価額」において定義します。）の翌日から起算して 16 日目の日（但し、当日が営業日でない場合はその翌営業日とします。）を割当日とします。
(2) 発行新株予約権数	総計 32,144 個 第 3 回新株予約権 17,858 個 第 4 回新株予約権 14,286 個
(3) 発 行 価 額	総額 29,765,394 円 第 3 回新株予約権 1 個当たり 1,026 円 第 4 回新株予約権 1 個当たり 801 円 但し、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する平成 30 年 3 月 5 日から平成 30 年 3 月 7 日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記の発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「6. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」をご参照ください。）で算定された結果が上記の金額（第 3 回新株予約権 1 個当たり 1,026 円、第 4 回新株予約権 1 個当たり 801 円）を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき決定される金額とします。
(4) 当該発行による 潜在株式数	3,214,400 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 3 回新株予約権 1,785,800 株 第 4 回新株予約権 1,428,600 株 なお、本新株予約権は、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条項」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、潜在株式数は、3,214,400 株で一定です。
(5) 資金調達額	5,021,935,394 円（差引手取概算額）(注)

この文書は、当社の第 3 回及び第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条項</p>	<p>第3回新株予約権 当初行使価額 1,400円 但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「条件決定基準株価」といいます。）が1,400円を上回る場合には、当初行使価額は条件決定基準株価の100%に相当する金額とします。 下限行使価額 当初行使価額の100%に相当する金額 上限行使価額はありません。</p> <p>第4回新株予約権 当初行使価額 1,750円 但し、条件決定基準株価が1,750円を上回る場合には、当初行使価額は条件決定基準株価の100%に相当する金額とします。 下限行使価額 当初行使価額の100%に相当する金額 上限行使価額はありません。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が本新株予約権の当初行使価額の100%に相当する金額（以下「下限行使価額」といい、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p>	<p>第三者割当の方法により、UBS AG London Branch に全て割り当てます。</p>
<p>(8) その他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、第三者割当契約を締結する予定です。第三者割当契約において、本新株予約権の行使指定、行使停止指定、買戻義務、譲渡制限、ロックアップ等を定める予定です。詳細については、下記「3. 資金調達方法の選択理由等（1）資金調達手法の概要」をご参照ください。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額を1,026円（第3回新株予約権）及び801円（第4回新株予約権）、本新株予約権の当初行使価額を1,400円（第3回新株予約権）及び1,750円（第4回新株予約権）と仮定し、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額）を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた見込額です。なお、本新株予約権の最終的な払込金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定され、実際の資金調達の額は行使価額の修正又は調整により増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

[本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨]

通常、新株予約権を第三者割当の方法により発行する場合、発行決議日に全ての条件を決定しますが、当社は、この度「2018年～2022年 中期経営計画」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本日

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

別途公表しております。本中期経営計画に対する市場の評価は当社の株価に影響を与える可能性があり、一定の場合この影響を反映した上で本新株予約権の発行条件を決定することが、既存株主の利益への配慮といった観点からは適切であると考えます。

そこで、発行決議日から一定期間経過した平成30年3月5日から平成30年3月7日までの間のいずれかの日を条件決定日として定め、当該条件決定日における本新株予約権の算定結果も考慮して、本新株予約権の最終的な発行条件の決定を行います。なお、特段の事情がない限り、平成30年3月5日を条件決定日とする方針です。

[本新株予約権の発行価額の決定方法]

上記「(3)発行価額」に記載の第3回新株予約権1個当たり1,026円、第4回新株予約権1個当たり801円は、下記「6.発行条件等の合理性 (1)発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載の通り、発行決議日における第三者算定機関の算定結果と同額としております。

しかし、本新株予約権の発行決議日と同日に本中期経営計画の公表がなされており、これに伴い発行決議日以降に当社の株価に変動が生じる可能性があります。このため、本新株予約権の最終的な発行価額の決定に際しては、下記「6.発行条件等の合理性 (1)発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に定める方法で、条件決定日においても第三者算定機関が本新株予約権の価値評価を行います。条件決定日における第三者算定機関の算定結果が第3回新株予約権1個当たり1,026円、第4回新株予約権1個当たり801円を上回る場合には、本新株予約権の発行価額は、条件決定日における算定結果に基づき決定されます。一方、条件決定日における第三者算定機関の算定結果が第3回新株予約権1個当たり1,026円、第4回新株予約権1個当たり801円を下回る場合には、本新株予約権の発行価額は、第3回新株予約権1個当たり1,026円、第4回新株予約権1個当たり801円とし、発行決議日における第三者算定機関の算定結果を下回って決定されることはありません。

[本新株予約権の当初行使価額及び下限行使価額の決定方法]

上記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」に記載の1,400円(第3回新株予約権)及び1,750円(第4回新株予約権)は、下記「6.発行条件等の合理性 (1)発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載の通り、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「発行決議基準株価」といいます。)を、第3回新株予約権は20.4%、第4回新株予約権は50.5%、それぞれ上回る額としました。

しかし、本新株予約権の発行決議日と同日に本中期経営計画の公表がなされており、これに伴い発行決議日以降に当社の株価に変動が生じる可能性があります。このため、条件決定基準株価が1,400円(第3回新株予約権)、1,750円(第4回新株予約権)を上回る場合には、既存株主の利益への配慮という観点から、当該本新株予約権の当初行使価額は、条件決定基準株価の100%に相当する金額とします。

具体的には、本新株予約権の当初行使価額は、以下の通りとします。

① 条件決定日基準株価が1,400円以下である場合

第3回新株予約権の当初行使価額は1,400円とし、第4回新株予約権の当初行使価額は1,750円とします。

② 条件決定日基準株価が1,400円を上回り、1,750円以下である場合

第3回新株予約権の当初行使価額は条件決定基準株価の100%に相当する金額とし、第4回新株予約権の当初行使価額は1,750円とします。

③ 条件決定日基準株価が1,750円を上回る場合

第3回新株予約権及び第4回新株予約権の当初行使価額はいずれも条件決定基準株価の100%に相当する金額とします。

なお、各本新株予約権の下限行使価額は、各回の当初行使価額の100%に相当する金額とします。

2. 募集の目的及び理由

【当社をめぐる事業環境及びこれまでの経緯】

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

厚生労働省発表の「平成 29 年人口動態調査」によれば、我が国における年間婚姻組数は、昭和 40 年代後半には年間 100 万組を超えていたのに対し、平成 28 年には 62 万 531 組（対前年比 1 万 4, 625 組減）と、平成 27 年に続き過去最低を記録しております。また同調査によれば、日本人の平均婚姻年齢は、平成 28 年で男性が 33.3 歳、女性が 31.1 歳と、昭和 50 年の男性 27.8 歳、女性 25.2 歳と比べて 6 歳前後上昇しており、晩婚化の進展が伺えます。こうした未婚化・晩婚化の背景には、女性の社会進出や経済的事情などが挙げられますが、一方で、国立社会保障・人口問題研究所の「第 15 回出生動向基本調査」（平成 27 年）によれば、結婚する意思をもつ未婚者の割合は男性で 85.7%、女性で 89.3%と高い水準にあります。また、結婚意思のある未婚者が独身でいる理由として、特に 25～34 歳の年齢層では、「適当な相手にまだめぐり合わない」ということが最も大きい要因として挙げられました。こうした環境の中で、「婚活」（*1）というワードは国内では既に幅広く定着しており、婚活サービス（*2）を通じて結婚した人の割合が年々増加傾向にある（リクルートブライダル総研「婚活実態調査 2017」）など、婚活サービスは 20 代、30 代の未婚者にとって身近なものになりつつあります。

このように、未婚化・晩婚化に伴う人口減少が危惧される中、高まる婚活に対する社会的ニーズに応えるべく、当社グループは「ご縁がある皆様を幸せにする」を経営理念として、インターネット（オンライン）とリアル（オフライン）両方の婚活サービスを軸に、それぞれを融合させることで、成長性と安定性の両方を追求する独自のビジネスモデルを構築し続けております。

婚活事業においては、オンラインに特化した婚活サイト「ブライダルネット」の運営や、婚活パーティー「PARTY ☆PARTY」及び合コンセッティングサービス「Rush」の企画・運営に加え、オフラインでは、日本最大級の結婚相談所ネットワーク「日本結婚相談所連盟」の運営と直営結婚相談所「IBJ メンバーズ」を通じたカウンセリングサービスの提供などを行っております。

当社グループが主催する各種婚活イベントの動員数は平成 29 年 7 月に月間で 6 万名を突破し、日本結婚相談所連盟の加盟相談所数は 1,600 を超える規模まで拡大し、グループとして掲げる「成婚主義」（＝成婚実現へのコミットメント）はお客様より一定の評価を得ております。近年は、婚活業界のリーディングカンパニーとして、婚活サービスへの人工知能（AI）導入にも注力しており、平成 30 年 1 月にはロボット×AI アプリの開発・導入実績を持つ株式会社ヘッドウォータースへの出資を公表いたしました。国内婚活市場の更なる拡大が今後も予想される中、当社グループは、婚活サービスへの多様化するニーズに対応し、成婚組数の更なる増加に貢献すべく、M&A や資本・業務提携も視野に入れた婚活事業の強化に引き続き取り組んでまいります。

また、当社グループは、“人と人をつなぐのは、人だと思ふ。”というブランドステートメントを基に、お客様に寄り添った課題解決のクオリティを高めながら、日本最大級の婚活会員基盤を活かした総合ライフデザインサポートカンパニーへ挑戦しております。その一環として当社グループは、ライフデザイン事業（主に結婚前後における生活関連サービス）において、既存の婚活事業とのシナジーを重視した積極的な投資及び M&A を推進してまいりました。平成 28 年 8 月には、ウェディング関連事業への本格参入を目的として、ウェディング専門媒体を扱い、式場送客デスクの運営を行う株式会社ウインドアンドサン、平成 28 年 12 月には新婚旅行等を含む旅行事業への本格参入を目的とし、海外旅行の企画ツアーを主力として展開する株式会社かもめの全株式を取得して連結子会社とし、事業を拡大しております。今後も婚活の先にある様々なライフイベントを対象として事業領域を広げ、会員基盤の拡大と顧客生涯価値（LTV）の向上を目指していく考えです。

（*1）婚活

「結婚活動」の略で、結婚相手を見つけるための積極的な活動を指します。

（*2）婚活サービス

結婚相談所、婚活サイト・アプリ、恋活サイト・アプリ、婚活パーティ・イベントの 4 サービスを指します（リクルートブライダル総研「婚活実態調査 2017」における定義）。

【資金調達】の目的

当社グループは、これまで、婚活事業やライフデザイン事業におけるサービス強化や積極的な M&A 及び資本・業務提携を通じて、事業規模や多角化の面で急速な変化を遂げてまいりました。また平成 30 年 12 月期では、当社グループのサービスを利用しての成婚組数は、日本国内全体の成婚組数の約 1% を実現する見通しですが、本日新たに公表した平成 34 年 12 月期を最終年度とする本中期経営計画のとおり、当社グループ

この文書は、当社の第 3 回及び第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

は今後、日本国内における成婚組数の3%を当社から創出することを目指していきます。具体的には、婚活事業において、当社の強みである「成婚主義」を再徹底し、その基盤を支えるノウハウ、ヒト、システムを更に強化しつつ、全国に配置する結婚相談所ネットワークを更に拡大するほか、ライフデザイン事業においても婚活事業とシナジーの高い領域を拡大していきます。更に、人工知能（AI）を活用した新たなサービスの開発、シニア層向けの婚活マーケットや国際結婚マーケットへの積極的な進出も開始していく考えです。定量目標としては、売上高300億円、営業利益50億円への成長を目指し、そのために、既存事業の成長に加え、積極的なM&A及び資本・業務提携により、更なる企業価値の拡大を図る方針です。

以上の方針に基づき、今後の積極的なM&Aや資本・業務提携を検討する中で、過去に当社が行った買収規模を上回る大規模なM&A及び資本・業務提携も視野に入れてまいります。M&A及び資本・業務提携の対象としては、既存事業とのシナジーを重視し、それらに関連した企業、また既存事業との直接的な事業シナジーを生じさせる企業だけでなく、当社会員ネットワークの拡大に繋がる個人顧客データベースを保有する企業、さらに当社サービスの技術的な補完や新たな技術サービスの提供が可能なIT企業を想定しております。そこで、今般、当社が中期的な目標として想定する複数のM&A及び資本・業務提携の実現のために必要と考えられる資金を確保することを目的として、本新株予約権の発行を実施することにいたしました。

3. 資金調達方法の選択理由等

(1) 資金調達手法の概要

今回の資金調達は、当社がUBSに対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権の払込金額に加え、UBSによる本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。本新株予約権の当初行使価額は、発行決議基準株価を上回る1,400円（第3回新株予約権）及び1,750円（第4回新株予約権）又は条件決定基準株価の100%に相当する金額の高い方の金額とし、発行決議基準株価よりも高く設定されております。さらに、本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、当初行使価額以上の価額に行使価額が修正されます。すなわち、株価上昇時においては行使価額を上方修正される一方、株価下落時であっても下限行使価額が当初行使価額の100%に相当する金額であることから、行使価額が当初行使価額より下方に修正されることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当契約を締結いたします。

① 行使指定

本新株予約権は、既に行使指定条項による行使指定（以下に定義します。）がなされている場合、又は下記②に記載の行使停止指定条項に基づく停止指定（以下に定義します。）がなされた場合を除き、原則としていつでも割当予定先の裁量で本新株予約権を行使できる仕組みとなっており、当社株式の時価が行使価額を上回っているときには速やかに本新株予約権の行使が進んでいくことが期待できる仕組みとなっております。一方で、当社が機動的な資金調達を希望した際には、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を当社が指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、割当予定先は、かかる行使指定に従って一定の条件及び制限の下で、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。

但し、本新株予約権の行使指定を行う際には、当社が一度に行使指定を行うことのできる本新株予約権の数は、その対象となる株式数が、行使指定のなされる日の前取引日まで（同日を含みます。）の22取引日又は66取引日における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方に3を乗じて得られる数を超えないように行使指定を行う必要があります。また、行使指定の直前の取引日における当社普通株式の終値が各本新株予約権の下限行使価額を下回る場合や、当社についてのインサイダー取引規制に係る未公表の重要事実等がある場合は、当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社は、行使指定を行う都度開示いたします。

② 行使停止指定

当社は、割当予定先に対して、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。よって、通常時においては原則割当予定

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

先の裁量によって行使がなされていくものの、当社の裁量により、停止指定の期間（3取引日以上、60取引日以内の期間（但し、当該期間の末日が平成32年3月20日より後の日とならない日数の期間とします。））及び停止指定の対象となる本新株予約権の数を決定することができ、また、複数回の停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。このように、当社の自主的な判断により随時停止指定を行うことが可能であるため、当社の資金需要、株価動向及び希薄化の進展等を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能となります。なお、当社は、停止指定を行う都度開示いたします。

③ 買戻義務

当社は、平成32年3月20日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で買い取る義務を負います。

④ 譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限が付されておきませんが、割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要としております。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定、行使停止指定及びその取消しを行う権利に対応する義務を含む割当予定先の第三者割当契約の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

⑤ ロックアップ

当社は割当予定先に対して、第三者割当契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（下記「7. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」において定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当を含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。

なお、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額にて、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

（2）資金調達手法の選択理由

当社は、上記の資金調達を行うために、様々な資金調達の見込先と多様な資金調達方法を検討いたしました。が、公募増資、第三者割当増資、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）、新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフアリング）及び社債又は借入れ等の各種資金調達方法には下記「（3）本スキームの特徴[他の資金調達方法との比較]」に記載したデメリットがある一方、割当予定先より提案を受けた本件第三者割当のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「（3）本スキームの特徴[デメリット]」に記載しているデメリットはありながらも、それを上回る下記「（3）本スキームの特徴[メリット]」に記載のメリットがあることから、本スキームは、既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。

（3）本スキームの特徴

当社は、本スキームには、他の資金調達手法と比較において、以下のようなメリット及びデメリットがあると考えております。

[メリット]

① 株式価値の希薄化に配慮した発行決議基準株価よりも高い行使価額での資金調達

下記[他の資金調達方法との比較]に記載する他の資金調達手法では、一般的に1株当たりの発行価額が発行決議基準株価よりも低く設定される可能性がある中で、本新株予約権の行使価額は、株式価値の希薄化に配慮し、発行決議基準株価よりも高く設定されております。加えて、本新株予約権は2回号か

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ら構成されており、それぞれ異なる行使価額に設定されているため、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本資金調達には既存株主に与える株式価値の希薄化に配慮した資金調達手段であると考えております。

② 行使価額修正条項

本新株予約権には行使価額の修正条項が付されているため、当社株価が当初行使価額を上回って推移した場合、行使価額が時価の92%に修正されます。これによって、株価上昇時に本新株予約権が行使される場合には、調達金額が増加します。一方で、下限行使価額は発行決議基準株価よりも高く設定された当初行使価額の100%に相当する金額であることから、行使価額が発行決議基準株価より下方に修正されることはありません。

③ 行使指定条項及び行使停止指定条項による資金調達タイミングのコントロール

本新株予約権の行使は、前述の通り行使指定及び停止指定をすることができ、当社が本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることが出来るという特徴があります。具体的には、当社に資金調達需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の条件に従って割当予定先に対して一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、また、当社が資金ニーズ等を勘案し、本新株予約権の行使を希望しない場合には、割当予定先に対して一定の期間本新株予約権の行使停止を指定することが可能となっています。

④ 潜在発行株式数の固定

本新株予約権の行使により取得される株式数は3,214,400株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大増加株式数は限定されているため、当初の想定を超えて希薄化が発生することはありません。

⑤ 取得条項による当社の本新株予約権を通じた資金調達のキャンセルオプション

本新株予約権は前述の通り、取得条項が付されており、当社は、本新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことにより、キャンセル料等の追加的な費用負担を負うことなく、本新株予約権の行使期間中に当社の裁量により、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。したがって、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合又はより有利な資金調達方法が見つかった場合等には、当社は、当社の裁量により本新株予約権を取得、消却することが可能であり、したがって、本新株予約権の発行後においても当社は資本政策上の柔軟性を確保しているものと考えております。

[デメリット]

① 新株予約権の発行時において、資金調達額が限定的である点

新株予約権の特徴として、資金調達額の大部分が、割当先による新株予約権の行使があつて初めて調達されます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、発行決議基準株価よりも高く設定されており、本新株予約権の行使完了までには一定程度の期間が必要となる可能性があります。

② 株価が行使価額に達しない場合において、資金調達が想定通りに実現しない可能性

本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、発行決議基準株価よりも高く設定されているため、当社株価が今後行使価額に到達せずに推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず、想定していた資金調達が実現しない可能性又は資金調達額が当初の想定よりも減少する可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を売却することにより当社株価に下落圧力が生じる可能性

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、したがって、本新株予約権の行使後当社株式は市場で売却される可能性が高く、一定の売り圧力が市場に生じる可能性があります。しかしながら、割当予定先は、当該売却後においても本新株予約権の行使により新たに取得する当社株式の市場での売却を円滑に行うために、当社株価の下落を回避するインセンティブを有しているものと合理的に推定されます。また、現在の当社株式は下記「6. 発行条件等の合理性(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通りの流動性を有していることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。

[他の資金調達方法との比較]

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

① 公募増資

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

② 第三者割当増資

第三者割当増資は、当社の株主構成及び会社経営・支配権に割当先からの影響を及ぼされると考えられること、また上記の公募増資同様に、即時の株式発行を伴うものであり、1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

③ MSCB(転換価額修正条項付転換社債)

株価に連動して転換価額が修正される転換社債(いわゆるMSCB)は、発行条件及び転換条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、希薄化率が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから当社のニーズに適さないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・オフアリング)

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングにつきましては、国内で実施された実績が乏しく、資本調達手法として未だ成熟が進んでいない段階にあるため、引受手数料等のコストが増加することが予想されます。また、ノンコミットメント型のライツ・オフアリングにつきましても、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えております。以上のことから、ライツ・オフアリングは当社の現在のニーズに適さないと判断いたしました。

⑤ 社債又は借入れ

社債又は借入れによる資金調達は、調達金額が全額負債となるため、当社の財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。また、本資金調達の資金使途に鑑みると、当社のニーズに適さないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	5,029,935,394円
本新株予約権の払込金額の総額	29,765,394円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	5,000,170,000円
② 発行諸費用の概算額	8,000,000円
③ 差引手取概算額	5,021,935,394円

(注) 1. 本新株予約権の払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額が1,026円(第3回新株予約権)及び801円(第4回新株予約権)と仮定した場合の金額であります。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が1,400円(第3回新株予約権)及び1,750円(第4回新株予約権)の行使価額で全て行使されたと仮定した場合の見込額であります。本新株予約権の最終的な払込金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定され、実際の資金調達の額は行使価額の修正又は調整により増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は減少し、払込金額の総額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
婚活事業及びライフデザイン事業におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用	5,021,935,394	平成30年3月～ 平成34年12月

本新株予約権による資金調達予定額約50億円については、本中期経営計画の最終年度である平成34年12月期の期末までに、全額を婚活事業及びライフデザイン事業におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当する予定です。また株価上昇に伴って資金調達額が上記の差引手取概算額を上回る場合にも、超過分はかかるM&A及び資本業務提携に充当することを想定しております。当社グループは、これまで、婚活事業やライフデザイン事業におけるサービス強化や積極的なM&A及び資本・業務提携を通じて、事業規模や多角化の面で急速な変化を遂げてまいりました。今後も国内婚活市場の更なる拡大や、ライフスタイルの変化に伴う多様なサービスへのニーズの高まりが予想されます。このため、具体的に進行しているM&A及び資本・業務提携案件はありませんが、既存事業とのシナジーを重視しそれらに関連した企業、また既存事業との直接的な事業シナジーを生じさせる企業だけでなく、当社会員ネットワークの拡大に繋がる個人顧客データベースを保有する企業、さらに当社サービスの技術的な補完や新たな技術サービスの提供が可能なIT企業を対象に、複数社とのM&A及び資本・業務提携を想定しております。現在、具体的に進行している案件はないものの、これまでのM&A及び資本・業務提携案件における当社の経験から、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが、迅速に案件を完了できるか否かに影響し、その結果、入札形式による案件における落札可能性、また、独占的交渉権が付与される場合の交渉力に影響すると当社は考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本・業務提携の機会を逸しないためにも予め当該資金を確保しておくことが必要と考えております。

なお、本新株予約権の資金調達予定額である約50億円は、当社が過去に実施又は検討したM&A及び資本・業務提携案件の金額や件数を踏まえて、現時点において本中期経営計画が終了する平成34年12月までの期間に見込まれ、かつ上記の成長戦略のために当社が必要と考えるM&A及び資本・資金提携の規模として、必要額と判断いたしました。但し、M&A及び資本・業務提携の規模が現時点における当社の想定を上回った場合には、本資金調達による資金調達予定額に加えて、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額」に記載の通り5,021,935,394円です。但し、本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額、使途及び支出予定時期については、本新株予約権の行使による資金調達がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、資金使途及びその内訳又は支出予定時期が変更された場合は、適切に開示します。
2. 本新株予約権による資金使途は、上記の通り、M&A及び資本・業務提携に係る費用を予定しておりますが、当社の株価が行使価額を下回る水準で推移し、本新株予約権の行使による資金調達が進まない状況において案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。また、M&A及び資本・業務提携の対象となる企業が見つからなかった場合又はM&A及び資本・業務提携の対象となる企業との交渉の過程で様々な要因により案件の完了までに想定以上の期間を要した場合において、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討又は対象となる企業との交渉を続けた上で、上記支出予定時期以降においても、M&A及び資本・業務提携に係る費用に使用する考えでおります。その場合は適切に開示いたします。
3. 調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金又は安全性の高

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

い金融商品等で運用することといたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当することにより、婚活事業やライフデザイン事業において競争力を向上させることが、企業価値の向上及び株主価値の増加につながるものと考えております。したがって、当該資金の使途には合理性があるものと判断しております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した発行決議日における本新株予約権の価格の評価及び条件決定日における本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 赤坂コミュニティビル4F 代表取締役 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、発行決議日時点の市場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の本新株予約権の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の株価、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、当社の資金調達需要は本新株予約権の行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による本新株予約権の取得は実施しないこと、割当予定先は当社からの行使指定に基づき、又は、行使停止指定のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに本新株予約権の権利行使及び当社株式の売却を実施すること、等）を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して、本新株予約権及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約で定められる各条件を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、発行決議日における当該算定機関の価格評価（以下「赤坂国際会計評価書」といいます。）における各本新株予約権の算定結果を参考に、割当予定先との協議を経て、暫定的に、発行決議日時点の本新株予約権1個の発行価額を、当該算定結果と同額の1,026円（第3回新株予約権）及び801円（第4回新株予約権）といたしました。当該発行価額は、発行決議日における赤坂国際会計評価書で示された算定結果と同額で決定されていること、また、上記「3. 資金調達方法の選択理由等」に記載した本新株予約権の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。但し、当社は、本新株予約権の発行決議と同日に本中期経営計画を公表しており、本中期経営計画に対する市場の評価は当社の株価に影響を与える可能性があることから、条件決定日における赤坂国際会計評価書で示される算定結果が、1,026円（第3回新株予約権）及び801円（第4回新株予約権）を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき、本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

また、本新株予約権の当初行使価額は、今後の当社の成長性に鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現するために、発行決議基準株価を、第3回新株予約権は20.4%、第4回新株予約権は50.5%それぞれ上回る額である1,400円（第3回新株予約権）及び1,750円（第4回新株予約権）又は条件決定基準株価の100%に相当する金額の高い方の金額としました。本新株予約権の行使価額については、本中期経営計画に掲げる利益目標を達成した際の株価収益率等を元に検討し、また割当予定先とも協議した上決定しているため、適正かつ妥当であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、発行決議日時点において、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）からは、

①赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること、②赤

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

坂国際会計は割当予定先とは契約関係にない独立した立場で本評価書を提出していること、③本新株予約権の評価については、その算定根拠及び前提条件に関して赤坂国際会計から説明を受けた内容が合理的なものであると判断できること、④赤坂国際会計は新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられることから、当該決定方法に基づき本新株予約権の発行価額を決定することについて、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計3,214,400株(議決権数32,144個)であり、平成30年2月23日現在の当社発行済株式総数41,277,900株(議決権数401,046個)を分母とする希薄化率は7.79%(議決権の総数に対する割合は8.02%)に相当します。しかしながら、今回の資金調達により、上記「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載の通り、M&A等により婚活事業やライフデザイン事業において競争力を向上させることによって、企業価値の向上及び株主価値の増加を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、①当社は、行使停止指定により一定程度本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であること、②本新株予約権の行使により取得される株式数の合計3,214,400株に対し、当社株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は232,344株であり、一定の流動性を有していること、③将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合には、当社の裁量により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付していること、さらに、④本新株予約権は2回号から構成されておりそれぞれ異なる行使価額に設定されているため、株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	UBS AG London Branch
② 所 在 地	連合王国 EC2M 2QS ロンドン ブロードゲート 5 (5 Broadgate London, EC2M 2QS, United Kingdom)
③ 代表者の役職・氏名	最高経営責任者(CEO) セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)
④ 事 業 内 容	投資銀行業務及び証券業務
⑥ 資 本 金	385 百万スイス・フラン (連結、平成 29 年 12 月 31 日時点)
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 53 年 2 月 28 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	3,720,795,053 株 (平成 29 年 12 月 31 日時点)
⑦ 決 算 期	12 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	61,253 名 (連結、平成 29 年 12 月 31 日時点)
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体
⑪ 主 要 取 引 銀 行	—
⑫ 大株主及び持株比率	UBS Group AG (100.0%)
⑬ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当該会社は平成 30 年 2 月 22 日現在、当社の普通株式 28,849 株 (発行済株式総数の 0.07%) を保有しているほか、当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆す

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	べき取引関係はありません。		
関連当事者への 該 当 状 況	当社と当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 経営成績及び財政状態（最近3事業年度）（注1）			
決算期	平成27年 12月期	平成28年 12月期	平成29年 12月期
連結純資産	57,308	54,302	51,383
連結総資産	942,819	935,016	915,613
1株当たり連結純資産 （スイス・フラン）	14.75	14.44	13.79
連結営業収益	30,605	28,320	29,067
連結当期純損益	6,203	3,204	1,165
1株当たり連結 当期純利益 （スイス・フラン）	1.64	0.84	0.30
1株当たり配当金 （スイス・フラン）	0.60	0.60	0.65

（単位：百万スイス・フラン。特記しているものを除く）

（注）1. 平成27年12月期及び平成28年12月期については監査済みの連結財務書類、平成29年12月期については未監査の連結財務書類に基づいております。

2. 割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は今回の資金調達を実施するにあたり、複数の証券会社から提案を受け、様々な資金調達方法についての検討を進めてまいりました。その中で、UBS グループの日本法人である UBS 証券株式会社より提案を受けた資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、資金需要動向に応じた資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、UBS グループは、当社のニーズを充足する本スキームの提供を含め、多様な金融商品を持ち、かつ新株予約権の買取業務において多くの実績を残していること、本新株予約権の発行後における投資家との IR サポート業務を含めた総合的なサービスの提案があったこと等を総合的に勘案し、UBS グループにおいて証券業務を手掛ける UBS AG London Branch を割当予定先として決定いたしました。

本新株予約権の募集に関連して、当社は UBS に対して、第三者割当契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、UBS の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当を含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。但し、単元未満株主による売渡請求に基づく発行会社による普通株式の売渡しその他法令上必要とされる場合にはこの限りではありません。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社の普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社の普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいますが、かかる普通株式及び有価証券のうち、(イ)当社及び当社の子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ロ)第三者割当契約の締結日において既に発行されている新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ハ)資本提携契約に伴って実施される第三者割当により発行又は処分されるもの、並びに(ニ)本件第三者割当及び本新株予約権の行使に関連して発行又は処分されるものを除きます。

（注）本新株予約権に係る第三者割当は、日本証券業協会会員である UBS 証券株式会社の斡旋を受けて行われ

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

るものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取決めはありませんが、締結する予定の第三者割当契約により、割当予定先が本新株予約権を譲渡しようとする場合は当社の取締役会の承認が必要となります。

当社は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であることを口頭にて確認しております。

また、行使価額修正条項付新株予約権等については、東京証券取引所の上場規程及び同施行規則並びに日本証券業協会の規則（以下「規程等」と総称します。）により、原則として、制限超過行使（ある暦月において、当該暦月において行使価額修正条項付新株予約権等の行使により交付されることになる株式の数の合計が、当該新株予約権等の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる新株予約権等の行使）が禁止されますが、新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株式の終値以上の場合は、例外的に制限超過行使は許容されます。当社は、割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約において、規程等と同内容の行使制限措置を合意する予定であるところ、本新株予約権の行使価額は発行決議基準株価以上に設定されることから、本新株予約権の制限超過行使は許容されます。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先において本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び行使に要する資金は確保されている旨の報告を、本件の斡旋を行う UBS 証券株式会社の担当者から口頭で受けるとともに、割当予定先の本店である UBS AG の直近の「Fourth quarter 2017 report」（平成 30 年 1 月 22 日公表、未監査）より、平成 29 年 12 月 31 日現在の純資産額は 51,383 百万スイス・フラン、現預金は 87,775 百万スイス・フラン（それぞれ約 5 兆 9,337 億円、約 10 兆 1,363 億円、換算レート 1 スイス・フラン 115.48 円（平成 29 年 12 月 29 日の仲値））と確認しているほか、当該資金の払込みについては第三者割当契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（5）株券貸借に関する契約

当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

（6）割当予定先の実態

割当予定先の本店である UBS AG は、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)）、英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）及び英国健全性規制機構（Prudential Regulatory Authority）の監督及び規制を受けております。また、UBS AG の 100% 親会社である UBS Group AG は、その株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しております。

当社は、連邦金融市場監督機構ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、英国健全性規制機構ホームページ、UBS AG 及び UBS Group AG のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行う UBS 証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前（平成29年12月31日現在）

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
石坂 茂	8,362,600	20.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,007,300	19.70
中本 哲宏	3,632,800	8.94
株式会社TNnetwork	3,240,000	7.97
土谷 健次郎	2,240,000	5.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,873,400	4.61
山口 貴弘	816,000	2.00
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	692,000	1.70
石坂 美江	578,600	1.42
MORGAN STANLEY & CO. LLC	431,742	1.06

(注) 1. 上記の持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 上記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の通り、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりませんので、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持分比率」は表示しておりません。

3. 上記のほか、当社は自己株式1,170,084株を保有しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達が平成30年12月期当社業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行規模は、上記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通りで、平成30年2月23日現在の総議決権数に対して最大8.02%の希薄化であり、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと (本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者からの当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
(連結) 売上高	4,123,362千円	5,268,714千円	9,461,852百万円
(連結) 営業利益	843,188千円	1,111,748千円	1,493,811千円
(連結) 経常利益	836,786千円	1,106,624千円	1,493,231千円
親会社株主に帰属する当期純利益	567,627千円	725,916千円	1,036,842千円
1株当たり(連結)当期純利益	15.24円	19.91円	28.17円
1株当たり配当金	5.67円	6.00円	9.00円
1株当たり(連結)純資産	45.13円	54.90円	80.30円

(注) 平成27年12月期は連結財務諸表を作成しておりませんので、平成27年12月期は個別財務諸表の数値、平成28年12月期及び平成29年12月期は連結財務諸表の数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成29年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	40,628,700株	100.00%

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始 値	753 円	525 円	644 円
高 値	2,043 円 □560 円	795 円	1,154 円
安 値	713 円 □505 円	350 円	520 円
終 値	535 円	644 円	1,055 円

(注) 1. 高値・安値は、平成26年12月10日より東京証券取引所（市場第二部）、平成27年7月17日より東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2. □印は、株式分割（平成28年1月1日、1株→3株）による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成29年 9月	平成29年 10月	平成29年 11月	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月
始 値	770 円	860 円	920 円	1,036 円	1,055 円	1,049 円
高 値	865 円	934 円	1,154 円	1,113 円	1,109 円	1,180 円
安 値	741 円	797 円	873 円	1,012 円	950 円	889 円
終 値	854 円	908 円	1,036 円	1,055 円	1,033 円	1,163 円

(注) 平成30年2月の株価については、平成30年2月23日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年2月23日
始 値	1,158 円
高 値	1,180 円
安 値	1,145 円
終 値	1,163 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

株式会社 I B J 第 3 回新株予約権 (第三者割当て) 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社 I B J 第 3 回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」という。)

2. 申 込 期 間

平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する平成30年3月5日から平成30年3月7日までの間のいずれかの日 (以下、「条件決定日」という。) の翌日から起算して16日目の日 (16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日) とする。

3. 割 当 日

平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日 (16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日) とする。

4. 払 込 期 日

平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日 (16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日) とする。

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,785,800株とする (本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

17,858個

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

8. 各本新株予約権の払込金額

金1,026円（総額18,322,308円）とする。但し、条件決定日において第18項に定める方法で算定された結果が金1,026円を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,400円とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下、「基準日株価」という。）が1,400円を上回る場合には、当初の行使価額は基準日株価の100%に相当する金額とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌取引日以降、第16項第（3）号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が第9項第（2）号に定める金額の100%に相当する金額（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第（2）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降こ

れを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

第3項に定める割当日の翌営業日から平成32年3月20日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額に相当する価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込

金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の株価、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、当社の資金調達需要は本新株予約権の行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による本新株予約権の取得は実施しないこと、割当先は当社からの行使指定に基づき、又は行使停止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び当社株式の売却を実施すること、等）を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社 I B J 第 4 回新株予約権（第三者割当て）

発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社 I B J 第 4 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申 込 期 間

平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する平成30年3月5日から平成30年3月7日までの間のいずれかの日（以下、「条件決定日」という。）の翌日から起算して16日目の日（16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日）とする。

3. 割 当 日

平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日（16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日）とする。

4. 払 込 期 日

平成30年3月22日又は平成30年3月23日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の翌日から起算して16日目の日（16日目の日が営業日でない場合はその翌営業日）とする。

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,428,600株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

14,286個

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

8. 各本新株予約権の払込金額

金801円（総額11,443,086円）とする。但し、条件決定日において第18項に定める方法で算定された結果が金801円を上回る場合には、条件決定日におけるかかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,750円とする。但し、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下、「基準日株価」という。）が1,750円を上回る場合には、当初の行使価額は基準日株価の100%に相当する金額とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌取引日以降、第16項第（3）号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が第9項第（2）号に定める金額の100%に相当する金額（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第（2）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用

する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

第3項に定める割当日の翌営業日から平成32年3月20日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額に相当する価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の株価、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、当社の資金調達需要は本新株予約権の行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による本新株予約権の取得は実施しないこと、割当先は当社からの行使指定に基づき、又は行使停止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び当社株式の売却を実施すること、等）を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部

この文書は、当社の第3回及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上